

関係団体各位

宮崎県県土整備部建築住宅課長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る県の対応の周知について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

9月30日をもって国の「まん延防止等重点措置」の本県への適用が解除されました。

また、県内の感染状況等に鑑み、県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」を終了し、10月1日から10月10日の期間を目途に「感染拡大緊急警報（レベル3）」に移行することとしました。これに伴い、外出自粛や飲食店等への営業時間短縮等の要請は終了しますが、新規感染者が引き続き確認されている宮崎市については、感染警戒区域（オレンジ区域）に指定するとともに、宮崎市を除く県内全域は感染状況に応じた区分に変更し、感染再拡大を防ぐために必要な行動制限を継続することとしております。

つきましては、10月1日以降は、県民の皆様に対して下記のとおり要請を行いますので、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

また、併せて貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

内容	感染警戒区域（オレンジ区域）	感染確認区域（黄区域） 感染未確認区域（緑区域）
対象地域	宮崎市	宮崎市以外の地域
要請期間	10月1日(金)～10月10日(日)	10月1日(金)～
会食の制限	○4人以下、2時間以内 ○ひなた飲食店認証制度認証店の利用の推奨 ○高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の皆様は、家族などいつも一緒にいる身近な人と	○大人数、長時間は控えて ○ひなた飲食店認証制度認証店の利用の推奨 ○高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の皆様は、家族などいつも一緒にいる身近な人と
イベントの開催制限	○以下を同時に満たす人数規模に制限 ・収容率：大声あり50%以内、 大声なし100%以内 ・人数上限：5000人又は収容定員50%以内（ただし、10,000人を上限）のいずれか大きい方 ○会食等の場面の制限	○以下を同時に満たす人数規模に制限 ・収容率：大声あり50%以内、 大声なし100%以内 ・人数上限：5000人又は収容定員50%以内（ただし、10,000人を上限）のいずれか大きい方
高齢者施設・障がい者施設の面会	○対面での面会制限	○対面での面会は、感染対策を徹底の上、人数・時間を最小限で
県外との往来	○原則、全都道府県との往来自粛	
県外からの来県	○原則、全都道府県からの来県自粛	

※ 詳細は別添資料参照

担 当：【宅地建物取引業関係】  
宅地審査担当：堀内  
【県営住宅指定管理者関係】  
公営住宅担当：野別  
【その他】  
建築指導担当：小野  
連絡先：0985-26-7194